

令和6年度報酬改定に係る介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出等に係る留意事項について

《提出書類》

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ・ 各加算の添付資料（別紙参照）

《提出期限》

令和6年4月1日(月)

《留意事項》

・ 新たに追加された届出様式、届出項目等のみならず、既存の届出項目等についても算定要件が変更されたものについては、改めて届出が必要となります。

・ 令和6年度4月1日届出分の添付資料は、『「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」等の一部改正について』及び『「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」の備考』に応じて、対応をお願いします。

・ 令和6年度の処遇改善に係る届出については、4・5月分及び6月からの算定について、各々届出が必要となります。

(1) 4・5月分：体制届・体制状況一覧（別紙1-4） 提出×切日4/1

(2) 6月～ ：体制届・体制状況一覧（別紙1-4-2） 提出×切日5/15

※4・5月分提出の際、6月分も同時に提出いただいても問題ありません。

・ 高齢者虐待防止措置の実施に係る届出について

体制届一覧に項目がある場合に、措置を実施している事業所等は、届出が必要となります。届け出の無い場合は、減算型として登録されますのでご注意ください。

・ 質問等に関して

現在、介護保険法に係るご質問を多数いただいております。新たな加算等については、検討を要する事項もあることから、回答に時間を要しております。質問等については、原則、メールにてお問い合わせください。順次回答させていただきます。

●訪問型サービス(独自)

別紙

令和6年度報酬改定に係る介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出等に係る留意事項について

No	加算等	体制等状況一覧表における変更点	添付書類
1	高齢者虐待防止措置実施の有無	『その他該当する体制等』欄の『高齢者虐待防止措置実施の有無』 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	なし ※新たな届けがない場合は、減算型とみなします。 高齢者虐待防止措置実施を行っている場合には、基本的に届出をする必要があります。
2	同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)	『その他該当する体制等』欄の『同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)』 「1：非該当」 「2：該当」 を新設	
3	同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)	『その他該当する体制等』欄の『同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)』 「1：非該当」 「2：該当」 を新設	
4	口腔連携強化加算(新)	『その他該当する体制等』欄の『口腔連携強化加算』 『1：なし』 『2：あり』 を新設	別紙1 1

●通所型サービス(独自)

令和6年度報酬改定に係る介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出等に係る留意事項について

項番	加算等について	体制等状況一覧表における変更点	添付書類
1	高齢者虐待防止措置実施の有無	『その他該当する体制等』欄の『高齢者虐待防止措置実施の有無』 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	なし ※新たな届けがない場合は、減算型とみなします。 高齢者虐待防止措置実施を行っている場合には、基本的に届出をする必要があります。
2	業務継続計画策定の有無	『その他該当する体制等』欄の『業務継続計画策定の有無』 『1：減算型』 『2：基準型』 を新設	なし ※新たな届けがない場合は、減算型とみなします。
3	運動器機能向上体制	『その他該当する体制等』欄の『運動器機能向上体制』 を廃止	
4	一体的サービス提供加算	『その他該当する体制等』欄の『選択的サービス複数実施加算』 を 『一体的サービス提供加算』 に名称変更	なし ※現在、『選択的サービス複数実施加算』を算定している事業所は、『一体的サービス提供加算』の算定の要件を満たしている必要性があります。要件の見直しを踏まえ、『一体的サービス提供加算』の算定がない場合でも、“なし”として届出をお願いいたします。
5	事業所評価加算〔申出〕の有無	『その他該当する体制等』欄の『事業所評価加算〔申出〕の有無』 を廃止	